資料１

**第２回懇話会における主なご意見**

|  |
| --- |
| **府と市町村の役割分担について** |

▽大阪府内すべての市町村に条例を制定してほしいと思っている。

▽府が中核となり、市町村に応援に行く仕組みを作ってほしい。

▽直接的に犯罪被害者支援を行うのは市町村。府内市町村の条例制定を促すような条文を入れられないか。

▽府として市町村を縛れない中で、市町村に対して、こういう機能を作ってはどうか、作るならこういうやり方がありますよ、こういう事が効果的ですよ、といったようなことを広げていくことが大事。

|  |
| --- |
| **条例の名称について** |

▽条例の名称を、「支援条例」ではなく、「権利条例」又は「基本条例」という名称にしてほしい。

▽「権利条例」や「基本条例」という名称はいかがなものか。「権利条例」という名称のものは存在せず、「基本条例」という名称のものも少ない。圧倒的に「支援条例」という名称が多い。条例の名称ではなく、条文で被害者の権利を謳うという方法もあるのでは。

|  |
| --- |
| **二次的被害について** |

▽違法とまではいえない言動を条例で規制対象とすることは難しい。条例上は、二次的被害について配慮を求める努力義務を置くというのが妥当ではないか。

▽ネット上の誹謗中傷に関しては、ネット事業者もヘイトスピーチ的な内容の書き込みやリベンジポルノの公開といったものであれば、削除すべきと判断できるが、事件の書き込みがあるだけでは、削除すべきかどうか判断できないであろう。

▽メディアの過剰な取材については、メディア側の対策も一定程度進んでおり、条例で配慮を求めたとしても強い反発はないのではないか。

▽捜査・公判等の過程、また、医療・自治体関係者の言動については、何度も同じことを聞かれる被害者の気持ちも理解できるが、業務上聞かざるを得ない場合がある。酷い言動をする関係者が一部にいるだろうが、二次的被害への配慮は広がっており、条例で規定を置くことはあり得る。

▽「二次的被害」という表現よりも、「二次被害」という表現の方が適当ではないか。

▽二次的被害の定義で、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等にも触れていただいて、インターネット利用者に自身の書き込みが二次被害を与えるものではないか、という気づきを与える形にしてもらいたい。

▽インターネットによる二次的被害に関しては、理念的なことであっても条文として書き込んでおけば、実際に二次的被害に該当するかどうかを判断することは難しいかもしれないが、場合によってはそれで二次的被害を防止できるということがあるかもしれないし、また府の姿勢を示すという点で非常に重要だろうと思う。

▽非常に身近なところに被害を受けられた方が困っていることや、特定された人たちだけでなく、誰でも起こりうることであり、住民共有の認識として、共助というものを広げていくみたいなアピールは何かいるのではないか。

|  |
| --- |
| **相談窓口の設置、情報の提供について** |

▽市町村の専門相談については、相談を受ける側がどれほどの知識、認識を持っているかというところに非常に大きく影響されると思われるので、そのあたりの共通認識を広めていく、強めていくことがとても重要だと思う。

|  |
| --- |
| **損害賠償請求への援助や弁護士との連携体制について** |

▽前回の会議で、明石市の損害賠償の立替支援金制度のことを述べたが、行政が立替払いをして、被害者に代わって行政が犯人に対して請求して行くぞという姿勢を示すことが、犯罪を減らす効果を生むかもしれないと思っている。

▽損害賠償については、基金や保険制度を国が作って、しっかりと行うべき。

▽ノルウェーやスウェーデンでは、被害者が債務名義を得たら、あとは回収庁や被害者庁というところが被害者に代わって債権を回収してくれる。そういうところまで、この国も行かないといけない。

▽明石市が市町村として立替支援金制度を作ったのは、これが全国展開していけば、国も動かざるを得なくなるだろうという考えが基本にあったと聞いている。府も、府内の市町村がこの制度を始める際に半額補助するといったことを考えられないか。

▽犯罪被害者が損害賠償の問題で非常に困っていて、府が市町村の立替金の半額を補助するかどうかは別として、そういう状況を府は認識しているし、考えていきますという姿勢は打ち出してほしい。

▽前回の会議でも意見が出たが、弁護士会や法テラスとの連携について、条例で謳っても良いのでは。

▽民事、刑事、訴外を問わず、早期に弁護士会につなぐ体制を整えることが必要だと思っている。弁護士会も被害者支援に対する取り組みが変わって来ており、被害者支援に精通した弁護士も増えている。早期に弁護士に相談すれば違った対応になるとこともある。

|  |
| --- |
| **総合的な支援体制の整備について** |

▽性犯罪分野だけでなく、すべての犯罪についてのワンストップ犯罪被害者支援センターを、府が設置してほしい。

▽ワンストップ犯罪被害者支援センターの設置に関しては、取組指針又はその下のアクションプランのレベルの話では。

▽相談については、基本的に基礎自治体である市町村が行うことであって、府としては、それを支援する、いずれの関係行政機関等を起点としても同様に必要とする支援が受けられるように努める、というところまでではないか。

▽埼玉県の条例を見ても、ワンストップセンターという文言は入っていない。条例で大枠を書いておいて、細かいところは規則などで補うというやり方もある。

▽支援調整会議は、運用によっては凄く良い組織になると思う。

▽国土交通省が、大規模交通事件の被害者の救済のために被害者支援室を作ったのだけれども、大規模な交通事故というのは頻繁に起こらないため扱う件数が少ない。支援調整会議についても、大規模事件からスタートしても良いが、運用状況を見ながら取扱対象を広げることを考えてほしい。

|  |
| --- |
| **施策の実施状況の点検・公表について** |

▽同じ濃度のものを毎年度公表するのではなく、５年に一度大きな調査を実施して詳しい報告書を出すという方法もあるのでは。

▽個人情報保護が重要視される昨今において、予算の効率的な使い方や、PDCAサイクルというレベルでの話は別として、あまり関係のない情報まで紐づけして対象を調査し公表するのはいかがなものか。犯罪被害者等にとって辛いことになるのではないか。

▽支援に係るサービスがどのくらい利用されたかということよりも、どのくらい相談できる体制が整備されたかというような、進捗の確認が必要なのではないか。

▽犯罪被害者等団体と議論をする場があり、改善につなげていくことができるのであれば、公開にこだわらなくても良いのでは。